

## 1 教育職員免許状

教育学部では、必要な科目を履修し単位を修得することで教育職員免許状（以下「教員免許状」という）が取得できます。

取得できる教員免許状の種類は次の表のとおりです。教員免許状の取得のためには、卒業に必要な単位を修得するほか「教育職員免許法・同施行規則（以下「免許法」という）に定められている科目を履修し単位を修得するとともに、小学校、中学校もしくは高等学校、特別支援学校での教育実習が必要です。

複数の教員免許状の取得を希望する場合は、4年間の履修計画をしっかりと立てておかないと取得できないこともありますので注意してください。

### 教育学部が課程認定を受けている教員免許状

学科	教員免許状の種類（免許教科・特別支援教育領域）
教育学科	小学校教諭一種免許状
	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域）

※所属するコースによって、取得可能な教員免許状は異なります。また、特別支援学校教諭免許状を取得するためには、基礎免許として小学校教諭免許状、中学校教諭免許状（保健体育）又は高等学校教諭免許状（保健体育）のいずれかの免許を取得しなければなりません。

#### （1）小学校教育コースでの教員免許状の種類（教科／領域）

【主専攻免許】小学校教諭一種免許状

\*【副専攻免許】中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

\*【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

\*いずれか1つを選択できる。

#### （2）保健体育教育コースでの教員免許状の種類（教科／領域）

【主専攻免許】中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

【副専攻免許】特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

※小学校教諭一種免許状（以下「小一種免」）、中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」）、高等学校教諭一種免許状（以下「高一種免」）、特別支援学校教諭一種免許状（以下「特支一種免」という）。

## 【2018年度以前入学生】

### 1. 教員免許状取得に必要な科目と必要単位数

教員免許状取得に必要な科目および必要単位数は、教員免許状の種類ごとに免許法に定める科目区分で次のように定められています。この区分ごとの必要単位数と、基礎資格として学士の学位を取得することで教員免許状の取得が可能となります。

なお、小一種免及び中一種免を取得する場合には、介護等体験が必要です。ただし、特支一種免を取得する者は、介護等体験は免除されます。しかし、特支一種免が取得できなければこの免除は適用されず、小一種免及び中一種免の取得に必要な単位をすべて取得していたとしてもいずれの教員免許状も取得はできません。

[2018年度以前入学生]

	最低修得単位数			
	小一種免	中一種免 (保健体育)	高一種免 (保健体育)	特支一種免
①教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	8単位	8単位	8単位	
②教職に関する科目	41単位	31単位	23単位	
③教科に関する科目	8単位	20単位	20単位	
④教科又は教職に関する科目	10単位	8単位	16単位	
⑤特別支援教育に関する科目				26単位
合計	67単位	67単位	67単位	26単位

※免許法で定められた単位数であり、本学の教育学部が設定した単位数とは異なります。

### 2. 教育学部における開講科目

教育学部では、免許法の定めに沿って免許状ごとに科目を開講しています。教員免許状の取得に必要な科目数は、質の高い教員養成を行うために免許法に定められた科目数以上に開設しています。次の表(①～⑤)の備考欄の必修・選択は教員免許状取得のもので、卒業のための必修とは異なります。

#### (1) 小学校教諭一種免許状の開講科目

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 [2018年度以前入学生]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	必修
体育	2	基礎体育Ⅰ	1	1	必修
		基礎体育Ⅱ	1	1	必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱa	1	2	必修
		英語Ⅱb	1	2	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理Ⅰ	1	1	必修
		情報処理Ⅱ	1	1	必修
合計	8	必修8単位			

これらの科目は、中・高一種免と同じですので、中・高一種免を取得する場合は再度履修する必要はありません。

免許法施行規則に定める科目区分等			教育学部開講科目			
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	配当年次	備考
教職の意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職論 ※1	2	1	必修
	教員の職務内容（研修、服務及身分保障等を含む。）					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基本理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原論 ※1	2	1	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のあり幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		学校教育心理学 ※1	2	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政学 ※1	2	3	必修
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	教育課程論 A	2	2	必修
	各教科の指導法	14	教科教育法（国語）	2	2	必修
			教科教育法（社会）	2	2	必修
			教科教育法（算数）	2	2	必修
			教科教育法（理科）	2	2	必修
			教科教育法（生活）	2	3	必修
			教科教育法（音楽）	2	3	必修
			教科教育法（図画工作）	2	3	必修
			教科教育法（家庭）	2	3	必修
	教科教育法（体育）	2	2	必修		
道徳の指導法	2	道徳教育の指導法 A	2	1	必修	
特別活動の指導法	2	特別活動の指導法 A	2	2	必修	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	教育方法・技術論 A	2	3	必修	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導論・進路指導論 A	2	3	必修
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実習		5	教育実習 A	5	3	必修
教職実践演習		2	教職実践演習 ※1	2	4	必修
必要単位数		41	必修 45 単位			

ア ※1 これらの科目は、小一種免、中一種免、高一種免の共通科目です。

イ 「教育実習 A」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。

ウ 「教職実践演習」を履修するためには、1年次から「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は教育実習修得済み又は参加見込みの者だけです。

## ③教科に関する科目（小一種免）

[2018年度以前入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
国語（書写を含む。）	国語科概論Ⅰ	2	1	必修
	国語科概論Ⅱ（書写実習を含む）	2	2	必修
社会	社会科概論Ⅰ	2	1	必修
	社会科概論Ⅱ	2	2	必修
算数	算数科概論Ⅰ	2	1	必修
	算数科概論Ⅱ	2	2	必修
理科	理科概論Ⅰ	2	1	必修
	理科概論Ⅱ	2	2	必修
生活	生活科概論	2	2	必修
音楽	音楽科概論	2	2	必修
	器楽演習	2	3	選択
図画工作	図画工作科概論	2	2	必修
家庭	家庭科概論	2	2	必修
体育	体育科概論	2	1	必修
必要単位数 8単位	必修26単位、選択2単位			

## ④教科又は教職に関する科目（小一種免）

[2018年度以前入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
教科又は教職に関する科目	小学校英語	2	3	必修
必要単位数 10単位	必修2単位			

開設しているのは、1科目2単位だけです。不足する単位数は、②の教職に関する科目、③の教科に関する科目の修得単位のうち、免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位数を充当します。

## (2) 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の開講科目

## ①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中・高一種免）

[2018年度以前入学生]

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	必修
体育	2	基礎体育Ⅰ	1	1	必修
		基礎体育Ⅱ	1	1	必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱa	1	2	必修
		英語Ⅱb	1	2	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理Ⅰ	1	1	必修
		情報処理Ⅱ	1	1	必修
必要単位数	8	必修8単位			

免許法施行規則に定める科目区分等			教育学部開講科目			
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	配当年次	備考
教職の意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職論 ※1	2	1	必修
	教員の職務内容（研修、服務及身分保障等を含む。）					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
教育の基本理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原論 ※1	2	1	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のあり幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		学校教育心理学 ※1	2	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政学 ※1	2	3	必修
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	教育課程論 B	2	2	必修
	各教科の指導法	4	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	必修
			保健体育科教育法Ⅱ	2	2	必修
			保健体育科教育法Ⅲ	2	2	いずれか選択必修
			保健体育科教育法Ⅳ	2	3	
	道徳の指導法	2	道徳教育の指導法 B※2	2	1	中免のみ必修
特別活動の指導法	2	特別活動の指導法 B	2	2	必修	
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	教育方法・技術論 B	2	3	必修	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導論・進路指導論 B	2	3	必修
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実習		5	教育実習 B	5	3	必修
教職実践演習		2	教職実践演習 ※1	2	4	必修
必要単位数	中一種免（31単位） 高一種免（23単位）		中一種免（必修33単位、選択2単位） 高一種免（必修31単位、選択4単位）			

免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位は④の大学が独自に関する科目に充当します

ア ※1 これらの科目は、小一種免、中一種免、高一種免の共通科目です。

イ ※2 「道徳教育の指導法 B」は、中一種免のみ必修ですが、高一種免では④の教科又は教職に関する科目の必修です。

ウ 「教育実習 B」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。

エ 「教職実践演習」を履修するためには、1年次から「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は、教育実習修得済み又は参加見込みの者だけです。

## ③教科に関する科目（中・高一種免 共通）

[2018年度以前入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
体育実技	体育実技（陸上競技Ⅰ）	1	1	必修
	体育実技（水泳Ⅰ）	1	1	必修
	体育実技（器械運動Ⅰ）	1	1	必修
	体育実技（柔道Ⅰ）	1	1	いずれか 選択必修
	体育実技（剣道Ⅰ）	1	1	
	体育実技（ダンスⅠ）	1	2	必修
	球技（バレーボール）	1	2	必修
	球技（バスケットボール）	1	2	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む）	体育原理	2	1	必修
	体育心理学	2	2	必修
	体育経営論	2	3	必修
	体育社会学	2	3	必修
	体育史	2	3	必修
	運動学・運動方法学	2	2	必修
生理学（運動生理学を含む）	生理学（運動生理学を含む）	2	1	必修
衛生学及び公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2	2	必修
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む）	学校保健（小児保健・学校安全を含む）	2	2	必修
	精神保健学	2	3	必修
	運動療法（救急処置を含む）	2	2	必修
必要単位数 中一種免（20単位） 高一種免（20単位）	中一種免（必修28単位、選択必修1単位） 高一種免（必修28単位、選択必修1単位）			

## ④教科又は教職に関する科目（高一種免）

[2018年度以前入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
教科又は教職に関する科目	道徳教育の指導法B	2	1	高免のみ 必修
必要単位数 中一種免（8単位） 高一種免（16単位）	高一種免（必修2単位）			

開設しているのは、高一種免の1科目2単位だけです。中一種免の開設はありません。不足する単位数は、②の教職に関する科目、③の教科に関する科目の修得単位のうち、免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位数を充当します。

(3) 特別支援学校教諭一種免許状の開講科目

⑤特別支援教育に関する科目

[2018年度以前入学生]

免許法施行規則に定める科目区分		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育論	2	1	必修
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	1	必修
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	2	
		知的障害者の発達と心理	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児の教育課程	2	2	必修
		知的障害教育指導法	2	3	
		肢体不自由教育指導法	2	3	
		病弱教育指導法	2	3	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複障害教育総論	2	3	必修
		言語障害教育総論	2	3	
		感覚障害教育総論	2	3	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	LD・ADHD教育総論	2	4	必修
		情緒障害教育総論	2	4	選択
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習C	3	4	必修
必要単位数 26単位		必修29単位、選択2単位			

小学校教育コース、保健体育教育コースとも副専攻免許として特別支援学校教諭一種免許状を取得することが可能です。また、副専攻免許が必要でなくても授業を受けたいという場合は、教育実習Cを除く科目を履修することができます。

3. 教育実習

(1) 教育実習の時期及び期間

教育実習は原則として主専攻免許は3年次の後期、副専攻免許は4年次の前期に行います。教育実習期間は、小学校は4週間、中学校は3週間、高等学校は3週間、特別支援学校は2週間と学校種によって異なります。また、実習校により期間が延長される場合があります。

(2) 教育実習履修要件

教育実習を履修するためには、原則として次の要件を満たさなければなりません。この要件を満たさない場合、在学中の教育実習への参加はできません。

①「教育実習A」(小一種免)

[2018年度以前入学生]

ア. 教職に関する科目

- ・★の科目を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
- ・★と☆の科目を合わせて8単位以上を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
- ・□の科目を当該年度で履修登録していること。

- ・◎の科目の内、12単位以上を当該年度の前期までに履修していること。
- イ. 教科に関する科目
  - ・\*の科目の内、18単位以上を修得していること。(実習前年度末までに修得)
- ウ. 介護等体験を履修済みであること。ただし、特支一種免を取得する者を除く。
- エ. 教育実習時に「学校インターンシップAⅠ」「学校インターンシップAⅡ」を履修済みであることが望ましい。
- オ. 学習点検シートを毎年度提出していること。

[2018年度以前入学生]

履修年次	教職に関する科目			教科に関する科目		
	科目名	単位数	備考	科目名	単位数	備考
1年次	教職論	2	★	国語科概論Ⅰ	2	*
	教育原論	2	★	社会科概論Ⅰ	2	*
	学校教育心理学	2	★	算数科概論Ⅰ	2	*
	道德教育の指導法A	2	☆	理科概論Ⅰ	2	*
				体育科概論	2	*
2年次	特別活動の指導法A	2	☆	国語科概論Ⅱ(書写実習を含む)	2	*
	教育課程論A	2		社会科概論Ⅱ	2	*
	教科教育法(国語)	2	◎	算数科概論Ⅱ	2	*
	教科教育法(社会)	2	◎	理科概論Ⅱ	2	*
	教科教育法(算数)	2	◎	生活科概論	2	*
	教科教育法(理科)	2	◎	音楽科概論	2	*
	教科教育法(体育)	2	◎	図画工作科概論	2	*
			家庭科概論	2	*	
3年次	教科教育法(生活)	2	◎	小学校英語	2	
	教科教育法(音楽)	2	◎			
	教科教育法(図画工作)	2	◎			
	教科教育法(家庭)	2	◎			
	教育方法・技術論A	2	□			
	教育行政学	2	□			
	生徒指導論・進路指導論A	2				
	教育相談A	2				
	教育実習A	5				

②「教育実習B」(中・高一種免)

[2018年度以前入学生]

- ア. 教職に関する科目
  - ・★の科目を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
  - ・★と☆の科目を合わせて8単位以上を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
  - ・□の科目を当該年度で履修登録していること。
  - ・●の科目を修得していること。(実習前年度末までに修得)
- イ. 教科に関する科目
  - ・「講義科目」の内、◎の科目を含む14単位以上を履修していること。
  - ・「実技科目」の内、\*の科目を含む5単位以上を履修していること。
- ウ. 介護等体験を履修済みであること。ただし、特支一種免を取得する者を除く。
- エ. 教育実習時に「学校インターンシップBⅠ」「学校インターンシップBⅡ」を履修済みであることが望ましい。
- オ. 学習点検シートを毎年度提出していること。



[2018年度以前入学生]

履修年次	教職に関する科目			教科に関する科目					
				講義科目			実技科目		
	1年次	教職論	2	★	体育原理	2	◎	体育実技（陸上競技Ⅰ）	1
教育原論		2	★	生理学（運動生理学を含む）	2		体育実技（水泳Ⅰ）	1	*
学校教育心理学		2	★				体育実技（器械運動Ⅰ）	1	
道徳教育の指導法B		2	☆				体育実技（柔道Ⅰ）	1	
2年次							体育実技（剣道Ⅰ）	1	
	保健体育科教育法Ⅱ	2	●	運動学・運動方法学	2		体育実技（ダンスⅠ）	1	
	特別活動の指導法B	2	☆	衛生学・公衆衛生学	2		球技（バレーボール）	1	
	教育課程論B	2		学校保健（小児保健・学校安全を含む）	2		球技（バスケットボール）	1	
	保健体育科教育法Ⅰ	2	●	体育心理学	2	◎			
3年次	保健体育科教育法Ⅲ	2		運動療法（救急処置を含む）	2				
	教育方法・技術論B	2	□	体育経営論	2				
	保健体育科教育法Ⅳ	2		体育社会学	2				
	教育行政学	2	□	体育史	2				
	生徒指導論・進路指導論B	2		精神保健学	2				
	教育相談B	2							
教育実習B	5								

## ③「教育実習C」（特支一種免）

[2018年度以前入学生]

ア．特別支援教育に関する科目

・☆の科目を含む16単位以上を修得していること。（実習前年度末までに修得）

イ．小学校又は中学校、高等学校の教育職員免許状を取得見込みであること。

[2018年度以前入学生]

履修年次	特別支援教育に関する科目		
1年次	特別支援教育論	2	☆
	知的障害者の心理・生理・病理	2	
2年次	知的障害者の発達と心理	2	
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
	病弱者の心理・生理・病理	2	
	障害児の教育課程	2	☆
3年次	知的障害教育指導法	2	☆
	肢体不自由教育指導法	2	☆
	病弱教育指導法	2	☆
	重複障害教育総論	2	
	言語障害教育総論	2	
	感覚障害教育総論	2	
4年次	LD・ADHD教育総論	2	
	情緒障害教育総論	2	
	教育実習C	3	

## 【2019年度入学生】

免許法の改正に伴い、2019年度入学生からは新しい免許法に定められた科目の履修となります。

### 1. 教員免許状取得に必要な科目と必要単位数

教員免許状取得に必要な科目および最低修得単位数は、教員免許状の種類ごとに免許法に定める科目区分で次のように定められています。この区分ごとの必要単位数と、基礎資格として学士の学位を取得することで教員免許状の取得が可能となります。

なお、小一種免及び中一種免を取得する場合には、介護等体験が必要です。ただし、特支一種免を取得する者は、介護等体験は免状されます。しかし、特支一種免が取得できなければこの免除は適用されず、小一種免及び中一種免の取得に必要な単位をすべて取得していたとしてもいずれの教員免許状も取得はできません。

[2019年度入学生]

	最低修得単位数			
	小一種免	中一種免 (保健体育)	高一種免 (保健体育)	特支一種免
①教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	8単位	8単位	8単位	
②教科及び教科の指導法に関する科目	30単位	28単位	24単位	
③教育の基礎的理解に関する科目等	27単位	27単位	23単位	
④大学が独自に設定する科目	2単位	4単位	12単位	
⑤特別支援教育に関する科目				26単位
合計	67単位	67単位	67単位	26単位

※免許法で定められた単位数であり、本学の教育学部が設定した単位数とは異なります。

### 2. 教育学部における開講科目

教育学部では、教育職員免許法の定めに沿って免許状ごとに科目を開講しています。教員免許状の取得に必要な科目数は、質の高い教員養成を行うために免許法に定められた科目数以上に開設しています。次の表(①～⑤)の備考欄の必修・選択は教員免許状取得のもので、卒業のための必修とは異なります。

#### (1) 小学校教諭一種免許状の開講科目

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(小一種免)

[2019年度入学生]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	必修
体育	2	基礎体育Ⅰ	1	1	必修
		基礎体育Ⅱ	1	1	必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱa	1	2	必修
		英語Ⅱb	1	2	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理Ⅰ	1	1	必修
		情報処理Ⅱ	1	1	必修
合計	8	必修8単位			

これらの科目は、中・高一種免と同じですので、中・高一種免を取得する場合は再度履修する必要はありません。

免許法施行規則に定める科目区分		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	国語科概論Ⅰ	2	1	必修
		国語科概論Ⅱ（書写実習を含む）	2	2	必修
	社会	社会科概論Ⅰ	2	1	必修
		社会科概論Ⅱ	2	2	必修
	算数	算数科概論Ⅰ	2	1	必修
		算数科概論Ⅱ	2	2	必修
	理科	理科概論Ⅰ	2	1	必修
		理科概論Ⅱ	2	2	必修
	生活	生活科概論	2	2	必修
	音楽	音楽科概論	2	2	必修
		器楽演習	2	3	選択
	図画工作	図画工作科概論	2	2	必修
	家庭	家庭科概論	2	2	必修
	体育	体育科概論	2	2	必修
外国語	英語科概論	2	2	必修	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教科教育法（国語）	2	2	必修	
	教科教育法（社会）	2	2	必修	
	教科教育法（算数）	2	2	必修	
	教科教育法（理科）	2	2	必修	
	教科教育法（生活）	2	3	必修	
	教科教育法（音楽）	2	3	必修	
	教科教育法（図画工作）	2	3	必修	
	教科教育法（家庭）	2	3	必修	
	教科教育法（体育）	2	2	必修	
教科教育法（英語）	2	3	必修		
必要単位数 30単位	小一種免（必修48単位、選択2単位）				

免許法に定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に関する科目に充当します。

免許法施行規則に定める科目区分等		教育学部開講科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次	履修方法
教育の基礎理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 ※1	2	1	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論 ※1	2	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学 ※1	2	3	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	学校教育心理学 ※1	2	1	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論 ※1	2	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）	教育課程論 ※1	2	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法 ※1	2	1	必修
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法 A	2	2	必修
	特別活動の指導法		2	3	必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論 A	2	3	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論・進路指導論 A	2	3	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	3	必修
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び	教育相談 A	2	3	必修	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習 A	5	3	必修
	教職実践演習	教職実践演習（初等・中等）	2	4	必修
必要単位数 27単位		小一種免（必修29単位）			

免許法に定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に関する科目に充当します。

ア ※1 これらの科目は、小一種免、中一種免、高一種免の共通科目です。

イ 「教育実習 A」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。

ウ 「教職実践演習（初等・中等）」を履修するためには、1年次から「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は教育実習修得済み又は参加見込みのです。

## ④大学が独自に設定する科目（小一種免）

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
大学が独自に設定する科目				
必要単位数 2単位	授業科目として開講していませんが、②教科及び教科の指導法に関する科目、③教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位のうち、免許法に定める最低修得単位数を超えて修得した単位を充てることができます。			

## (2) 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の開講科目

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中一種免・高一種免） [2019年度入学生]

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1	必修
体育	2	基礎体育Ⅰ	1	1	必修
		基礎体育Ⅱ	1	1	必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ a	1	2	必修
		英語Ⅱ b	1	2	必修
情報機器の操作に関する科目	2	情報処理Ⅰ	1	1	必修
		情報処理Ⅱ	1	1	必修
必要単位数	8	必修8単位			

②教科及び教科の指導法に関する科目（中一種免・高一種免）

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分		教育学部開講科目			
		授業科目	単位数	配当年次	備考
教科に関する専門的事項	体育実技	体育実技（陸上競技Ⅰ）	1	1	必修
		体育実技（水泳Ⅰ）	1	1	必修
		体育実技（器械運動Ⅰ）	1	1	必修
		体育実技（柔道Ⅰ）	1	1	いずれか 選択必修
		体育実技（剣道Ⅰ）	1	1	
		体育実技（ダンスⅠ）	1	2	必修
		球技（バレーボール）	1	2	必修
		球技（バスケットボール）	1	2	必修
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む）	体育原理	2	1	必修
		体育心理学	2	2	必修
		体育経営論	2	3	必修
		体育社会学	2	3	必修
		体育史	2	3	必修
		運動学・運動方法学	2	2	必修
	生理学（運動生理学を含む）	生理学（運動生理学を含む）	2	1	必修
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	2	2	必修	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む）	学校保健（小児保健、学校安全を含む）	2	2	必修	

	精神保健学	2	3	必修
	運動療法（救急処置を含む）	2	2	必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	必修
	保健体育科教育法Ⅱ	2	2	必修
	保健体育科教育法Ⅲ	2	2	必修
	保健体育科教育法Ⅳ	2	3	中のみ必修
必要単位数 中一種免（28単位） 高一種免（24単位）	中一種免（必修36単位、選択必修1単位） 高一種免（必修34単位、選択必修1単位）			

免許法に定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、④の大学が独自に関する科目に充当します。

③教育の基礎的理解に関する科目等（中一種免・高一種免）

[2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分等		教育学部開講科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数	配当年次	履修方法
教育の基礎理念に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 ※1	2	1	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論 ※1	2	1	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学 ※1	2	3	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	学校教育心理学 ※1	2	1	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別ニーズ教育論 ※1	2	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）	教育課程論 ※1	2	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法 ※2	2	1	中免のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法B	2	2	必修
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論B	2	3	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論・進路指導論B	2	3	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含。）の理論及び方法	教育相談B	2	3	必修	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習B	5	3	必修
	教職実践演習	教職実践演習（初等・中等）	2	4	必修
必要単位数 中一種免（27単位） 高一種免（23単位）	中一種免（必修29単位） 高一種免（必修27単位）				

免許法に定める必要単位数を超えて修得した単位は④の大学が独自に関する科目に充当します。

- ア ※1 これらの科目は、小一種免、中一種免、高一種免の共通科目です。
- イ ※2 「道德教育の指導法」は、中一種免のみ必修ですが、高一種免では④の大学が独自に設定する科目の必修です。
- ウ 「教育実習B」を履修するためには、前提科目の履修が必要です。
- エ 「教職実践演習(初等・中等)」を履修するためには、1年次から「学習点検シート」を提出していることが必要です。また、この科目の履修は、教育実習修得済み又は参加見込みのです。

④大学が独自に設定する科目(中一種免・高一種免) [2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分	教育学部開講科目			
	授業科目	単位数	配当年次	備考
教科又は教職に関する科目	道德教育の指導法	2	1	高免のみ必修
必要単位数 中一種免(4単位) 高一種免(12単位)	高一種免(必修2単位)			

開設しているのは、高一種免の1科目2単位だけです。中一種免の開設はありません。不足する単位数は、②教科及び教科の指導法に関する科目、③教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位のうち、免許法に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数を充当します。

### (3) 特別支援学校教諭一種免許状の開講科目

⑤特別支援教育に関する科目 [2019年度入学生]

免許法施行規則に定める科目区分		教育学部開講科目				
		授業科目	単位数	配当年次	備考	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育論	2	1	必修	
特別支援教育領域に関する科目	16	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	2	1	必修
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2		
		病弱者の心理・生理・病理	2	2		
		知的障害者の発達と心理	2	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	7	障害児の教育課程	2	2	必修
			知的障害教育指導法	2	3	
			肢体不自由教育指導法	2	3	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複障害教育総論	2	3	必修
			言語障害教育総論	2	3	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	感覚障害教育総論	2	3	必修
			発達障害教育総論	2	2	
			情緒障害教育総論	2	4	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	教育実習C	3	4	必修	
必要単位数 26単位		必修29単位、選択2単位				

小学校教育コース、保健体育教育コースとも副専攻免許として特別支援学校教諭一種免許状を取得することが可能です。また、副専攻免許が必要でなくても授業を受けたいという場合は、教育実習Cを除く科目を履修することができます。

### 3. 教育実習

#### (1) 教育実習の時期及び期間

教育実習は原則として主専攻免許は3年次の後期、副専攻免許は4年次の前期に行います。教育実習期間は、小学校は4週間、中学校は3週間、高等学校は3週間、特別支援学校は2週間と学校種によって異なります。また、実習校により期間が延長される場合があります。

#### (2) 教育実習履修要件

教育実習を履修するためには、原則として次の要件を満たさなければなりません。この要件を満たさない場合、在学中の教育実習への参加はできません。

#### ①「教育実習A」(小一種免)

[2019年度入学生]

配当年次	授業科目	単位数	授業科目	単位数
1年次	教職論	2 ★	国語科概論 I	2 *
	教育原論	2 ★	社会科概論 I	2 *
	学校教育心理学	2 ★	算数科概論 I	2 *
	道德教育の指導法	2 ☆	理科概論 I	2 *
	特別ニーズ教育論	2 ☆		
2年次	特別活動・総合的な学習の時間の指導法A	2 ☆	国語科概論 II (書写実習を含む)	2 *
	教育課程論	2	社会科概論 II	2 *
	教科教育法 (国語)	2 ◎	算数科概論 II	2 *
	教科教育法 (社会)	2 ◎	理科概論 II	2 *
	教科教育法 (算数)	2 ◎	生活科概論	2 *
	教科教育法 (理科)	2 ◎	音楽科概論	2 *
	教科教育法 (体育)	2 ◎	図画工作科概論	2 *
			家庭科概論	2 *
			体育科概論	2 *
		英語科概論	2 *	
3年次	教科教育法 (生活)	2 ◎		
	教科教育法 (音楽)	2 ◎		
	教科教育法 (図画工作)	2 ◎		
	教科教育法 (家庭)	2 ◎		
	教科教育法 (英語)	2 ◎		
	教育方法・技術論A	2 □		
	教育行政学	2 □		
	生徒指導論・進路指導論A	2		
	教育相談A	2		
教育実習A	5			

- i ★の科目を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
- ii ★と☆の科目を合わせて8単位以上を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)
- iii □の科目を当該年度で履修登録していること。
- iv ◎の科目のうち、12単位以上を当該年度の前期までに履修していること。
- v \*の科目のうち、18単位以上を修得していること。(実習前年度末までに修得)
- vi 介護等体験を履修済みであること。ただし、特支一種免を取得する者を除く。
- vii 教育実習時に「学校インターンシップA」を履修済みであることが望ましい。
- viii 学習点検シートを毎年度提出していること。



## ②「教育実習 B」(中・高一種免)

[2019 年度入学生]

	教職関係科目			教科に関する講義科目			実技科目		
1 年次	教職論	2	★	体育原理	2	◎	体育実技(陸上競技 I)	1	*
	教育原論	2	★	生理学(運動生理学を含む)	2		体育実技(水泳 I)	1	*
	学校教育心理学	2	★				体育実技(器械運動 I)	1	
	道德教育の指導法	2	☆				体育実技(柔道 I)	1	
	特別ニーズ教育論	2	☆				体育実技(剣道 I)	1	
2 年次	特別活動・総合的な学習の時間の指導法 B	2	☆	運動学・運動方法学	2		体育実技(ダンス I)	1	
	教育課程論	2		衛生学・公衆衛生学	2		球技(バレーボール)	1	
	保健体育科教育法 I	2	●	学校保健(小児保健・学校安全を含む)	2		球技(バスケットボール)	1	
	保健体育科教育法 II	2	●	体育心理学	2	◎			
3 年次	保健体育科教育法 III	2	●	運動療法(救急処置を含む)	2				
	教育方法・技術論 B	2	□	体育経営論	2				
	保健体育科教育法 IV	2		体育社会学	2				
	教育行政学	2	□	体育史	2				
	生徒指導論・進路指導論 B	2		精神保健学	2				
	教育相談 B	2							
教育実習 B	5								

- i ★の科目を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)  
 ii ★と☆の科目を合わせて 8 単位以上を教育実習前までに修得していること。(実習前年度末までに修得)  
 iii ●の科目を修得していること。(実習前年度末までに修得)  
 iv □の科目を当該年度で履修登録していること。  
 v 「教科に関する講義科目」のうち、◎の科目を含む 14 単位以上を履修していること。  
 vi 「実技科目」のうち、\*を含む 5 単位以上を履修していること。  
 vii 介護等体験を履修済みであること。ただし、特支一種免を取得する者を除く。  
 viii 教育実習時に「学校インターンシップ B」を履修済みであることが望ましい。  
 ix 学習点検シートを毎年度提出していること。

## ③「教育実習 C」(特支一種免)

[2019 年度入学生]

履修年次	特別支援教育に関する科目		
1 年次	特別支援教育論	2	☆
	知的障害者の心理・生理・病理	2	
2 年次	知的障害者の発達と心理	2	
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
	病弱者の心理・生理・病理	2	
	障害児の教育課程	2	☆
3 年次	知的障害教育指導法	2	★
	肢体不自由教育指導法	2	★
	病弱教育指導法	2	★
	重複障害教育総論	2	
	言語障害教育総論	2	
	感覚障害教育総論	2	
4 年次	発達障害教育総論	2	
	情緒障害教育総論	2	
	教育実習 C	3	

- i ☆の科目を含む 16 単位以上を修得していること。(実習前年度末までに修得)  
 ii ★の科目を実習前年度までに履修済みであること。  
 iii 小学校又は中学校、高等学校の教員免許状を取得見込みであること。

## 【全入学年度生共通】

### 4. 介護等体験

小学校及び中学校の教員免許状を取得するためには、免許法で定められている科目の修得以外に教育職員免許法の特例法に関する法律により、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間 計7日間の介護等体験が必要です。

教育学部では、3年次に「介護等体験（事前事後指導を含む）」を履修の上、介護等体験を行います。ただし、特別支援学校の教員免許状を取得する者は介護等体験が免除されます。（「介護等体験（事前事後指導含む）」の履修の必要はありません）。

特別支援学校は教育委員会が、社会福祉施設は社会福祉協議会が管轄しており、体験場所・体験期間については各機関から大学に配当されるので、個人が体験場所や時期を指定することはできません。また、介護等体験には別途費用がかかります。

### 5. 教員免許状の申請

教員免許状は、基礎資格（学士の学位を有すること＝大学を卒業する）を有し、教員免許状取得に必要な全ての単位を修得した者が各都道府県教育委員会に申請をして教員免許状が授与されます。本学では、教員免許状申請要件を満たした者を一括して大阪府教育委員会に教員免許状の授与申請を行いません。（教員免許状は、都道府県教育委員会が授与するものであって、大学が授与するものではありません。）

教員免許状取得希望者は、4年次に開催する2回のガイダンス（7月・10月）に必ず出席してください。ガイダンスの無断欠席や申請書類の提出遅れは認めませんので注意してください。

※教員免許状一括申請に関する窓口は教職支援センターとなります。

#### ①申請方法（4年次）

申請方法		対象者
一括申請	大学がまとめて大阪府教育委員会に申請する	次の要件を満たしていること ・後期成績発表時に「卒業確定」となった者 ・教員免許状取得に必要な単位を全て修得した者
個人申請	卒業後に各自の居住地の都道府県教育委員会に自分で申請をする	・一括申請の要件を満たさなかった者 ・編入生、科目等履修生

#### ②申請手続きの流れ（4年次）

	内容	日程
1	第1回目 教員免許状一括申請ガイダンス	7月上旬 ※詳細日程は行事予定表で確認してください。
2	・申請書類の提出 ・申請費用の納入	第1回ガイダンスで周知する
3	第2回目 教員免許状一括申請ガイダンス	10月中下旬 ※詳細日程は行事予定表で確認してください。
4	教員免許状一括申請者の確定	2月中旬（後期成績発表日）
5	大学より大阪府教育委員会に 教員免許状授与申請	2月下旬
6	一括申請取下げ者に申請費用の返金	2月下旬～3月上旬
7	教員免許状の発送	卒業式後に本人指定の住所宛に郵送

## 2 公益財団法人日本レクリエーション協会 レクリエーション指導者資格

余暇時代、生涯スポーツの時代といわれている現在、レクリエーションの理念や手法を身につけた指導者の必要性が広く認識されるようになってきました。体育・スポーツとレクリエーションの結びつきは強く、地域社会や学校、健康産業などあらゆる職域分野で活躍を希望する者にとって必要な資格となっています。

教育学部は公益財団法人日本レクリエーション協会の養成課程認定校に指定され、レクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者資格を取得することができます。

### レクリエーション・インストラクター

卒業所要単位及びつぎの表（教育学部開講科目）の単位を修得すれば、レクリエーション・インストラクターの資格を取得できます。

講習科目	時間数	教育学部開講科目	単位
レクリエーション理論	15H	レクリエーション教育論	2単位
レクリエーション実技	36H	レクリエーション教育実技	1単位
		ニュースポーツ	1単位
現場実習	9H	教育実習A 教育実習B アダプテッド・スポーツ実習	5単位 5単位 1単位
		} いずれか1科目	

### 3 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 障がい者スポーツ指導員資格

障がい者スポーツの振興と競技力向上にあたる指導者の資質と指導力向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するための資格で、資格認定は（公財）日本障がい者スポーツ協会が行います。

初級障がい者スポーツ指導員資格は下表に定められた科目を履修し単位を修得することで取得できます。

中級障がい者スポーツ指導員は初級障がい者スポーツ指導員の科目と中級障がい者スポーツ指導員の科目の両方の科目を履修し単位を修得することで資格を取得できます。

なお、資格取得後も毎年協会への更新登録（有料）が必要となります。

※資格申請についてのガイダンスは4年次に行います。

#### (1) 初級障がい者スポーツ指導員

主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援します。

指導員は、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全を重視した指導を行います。

##### 【2019年度入学生】

基準カリキュラム	時間数	教育学部開講科目
障がい者福祉施策と障がい者スポーツ	2	アダプテッド・スポーツ論
ボランティア論	2	アダプテッド・スポーツ実習 アダプテッド・スポーツ論
障がい者スポーツの意義と理念	2	アダプテッド・スポーツ論 体育社会学
安全管理	1	アダプテッド・スポーツ論
障がいの理解とスポーツ	5	アダプテッド・スポーツ論
(公財)日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導者制度	1	アダプテッド・スポーツ論
全国障害者スポーツ大会の概要	1	アダプテッド・スポーツ論
障がいに応じたスポーツの工夫・実施（実技）	2	アダプテッド・スポーツ実技
障がい者との交流（実技）	2	アダプテッド・スポーツ実習

#### (2) 中級障がい者スポーツ指導員

地域における障がい者スポーツのリーダーとしての役割を持ち、指導現場では十分な知識、技術に基づいた指導ができ、指導員の模範となる者です。

指導員は、地域のスポーツ大会や行事の企画・運営に参加するとともに、全国障害者スポーツ大会に参加する選手団のコーチとして、選手選考やその強化・育成の役割を担います。

さらに指導員の組織化や運営にも関わり、地域の障がい者スポーツ振興を進めます。

なお、中級障がい者スポーツ指導員資格には、各科目の履修と活動実績が必要となります。

【2019年度入学生】

基準カリキュラム	時間数	教育学部開講科目
障がい各論 ※身体障がい（内部障がいを含む）6時間以上、知的障がい3時間以上、精神障がい2時間以上	11	肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 知的障害者の心理・生理・病理 精神保健学
補装具の理解	2	アダプテッド・スポーツ論 アダプテッド・スポーツ指導法
文化としてのスポーツ	2	アダプテッド・スポーツ論 体育社会学
身体の仕組み	3	生理学（運動生理学を含む）
トレーニング論	3	体力づくり論
発育・発達	3	体力づくり論 生理学（運動生理学を含む）
救急処置法	3	運動療法（救急処置を含む）
スポーツ心理学Ⅰ	3	体育心理学
スポーツと栄養	2	体力づくり論
障がい者のスポーツ指導における留意点	3	アダプテッド・スポーツ指導法
全国障害者スポーツ大会の歴史と目的と意義	2	アダプテッド・スポーツ指導法
全国障害者スポーツ大会選手団の編成とコーチの役割	2	アダプテッド・スポーツ論
全国障害者スポーツ大会の実施競技	2	アダプテッド・スポーツ実技 アダプテッド・スポーツ指導法
全国障害者スポーツ大会の障害区分	2	アダプテッド・スポーツ指導法
全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則 ※全国障害者スポーツ大会で実施する競技の中から、陸上3時間、水泳3時間、その他3競技を各2時間	12	アダプテッド・スポーツ実技 体育実技（水泳Ⅰ）
最重度障がい者のスポーツの実際	2	アダプテッド・スポーツ実技 肢体不自由教育指導法
活動実績	80H 以上	活動実績証明書（10日以上）

## 4 小学校教諭一種免許状（保健体育教育コースのみ）

本学では、神戸親和女子大学との間で小学校免許取得プログラムの大学間協定を結び、本学学生が神戸親和女子大学の通信教育部の科目等履修生として、必要な科目を履修し単位修得することにより、小学校教諭一種免許状を取得することができます。

このプログラムは原則として2年次生から開始し、卒業までの3年間での履修となります。履修ガイダンスは12月初旬（予定）に実施します。履修希望者は本学での審査を受け、合格した者だけに履修を許可します。

このプログラムは、神戸親和女子大学の科目履修料として約60万円が必要となります。

※教育職員免許法・同施行規則（以下「免許法」という。）の改正に伴い、2019年度入学生からは新しい免許法に定められた科目の履修となります。詳しくは、12月初旬に予定している履修ガイダンスで説明します。

### （1）履修上の注意

- ①このプログラムは中学校又は高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得が前提となっており、中学校又は高等学校教諭免許状の取得ができなければ、神戸親和女子大学にて小学校教諭免許状取得に必要な単位を全て修得していたとしても、小学校教諭免許状のみの取得はできません。なお、高等学校教諭一種免許状の取得を前提とする場合は、「介護技術講義」を履修する必要があります。
- ②教育実習は3年次の後期に中学校又は高校（保健体育）を3週間、4年次後期に小学校の教育実習4週間となります。
- ③卒業時に小学校教諭免許状に必要な単位を一部修得できなかった場合は、卒業後も神戸親和女子大学の科目等履修生として継続して履修し、単位修得すれば、免許の取得は可能です。

### （2）テキスト履修及びスクーリング履修の科目について

#### ①テキスト履修科目

指定教材（テキスト）をもとに自宅で学習を始め、科目ごとに課せられた報告課題（レポート）を作成します。作成したレポートへの添削指導を通じて学習を進め、最終的にレポート・科目修了試験ともに合格することで科目の単位を修得できます。

#### ②スクーリング履修科目

神戸親和女子大学から指定された日時（主な時期：週末及び8月、9月）に、神戸親和女子大学で直接授業を受けます。科目ごとに定められた授業時間すべてに出席し、試験等に合格することで科目の単位を修得できます。

### （3）小学校教諭一種免許取得に必要な科目・単位数

[2018年度以前入学生]

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位
②教職に関する科目	41単位
③教科に関する科目	8単位
④教科又は教職に関する科目	10単位
<b>合 計</b>	<b>67単位</b>

#### ①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

各免許共通ですので、中高教員免許（保健体育）の科目として履修してください。

②教職に関する科目

※ T:テキスト履修科目 S:スクーリング科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位	神戸親和女子大学 開講科目	単 位		履修方法	※本学で修得した単位 より充当可能な単位数			
			T	S					
教職の意義等に関する科目	2	—				教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	6	—				教育原論 学校教育心理学 教育行政学	2 2 2		
教育課程及び指導法に関する科目	2	教育課程論（初等）	2		} 必修				
各教科の指導法	1 4	教科教育法・国語	2	2		} 必修			
		教科教育法・社会	2						
		教科教育法・算数	2						
		教科教育法・理科					2		
		教科教育法・生活	2						
		教科教育法・音楽					2		
		教科教育法・図画工作			2				
		教科教育法・家庭 教科教育法・体育	2				2		
道徳の指導法	2	道徳教育の研究（初等）	2						
特別活動の指導法	2	特別活動の研究（初等）	2						
教育の方法及び技術 （情報機器及び教材 の活用を含む）	2	教育方法・技術論（初等）	2						
生徒指導、教育相談 及び進路指導等に関する科目	4	生徒・進路指導論（初等）	2	2	} 必修	生徒指導論・進 路指導論B又 は教育相談B	2		
		教育相談（初等）							
教育実習	5	教育実習（初等）	4		必修				
		教育実習事前・事後指 導（初等）		1	必修	教育実習B	3		
教職実践演習	2	—				教職実践演習	2		
<b>計</b>	<b>4 1</b>	<b>必修単位数</b>	<b>3 5</b>			<b>充当単位</b>	<b>1 5</b>		

※ 本学で修得した「教職に関する科目」の単位を小学校教諭免許に必要な「教職に関する科目」に充てることができます。ただし、中学校教諭免許状の取得ができない場合は、この単位の流用はできません。

③教科に関する科目

※ T:テキスト履修科目 S:スクーリング科目

免許法施行規則に定める科目区分等		神戸親和女子 大学開講科目	単 位		履修方法
科 目	単位		T	S	
国語（書写を含む）	8	○国 語	2		○印の科目から4科目8単位 以上選択必修
社 会		○社 会	2		
算 数		○算 数	2		
理 科		○理 科	2		
生 活		○生 活	2		
家 庭		○家 庭	2		
音 楽		△音 楽	1	1	△印の科目から1科目2単位 以上選択必修
図 画 工 作		△美 術	1	1	
体 育	△体 育	1	1		
<b>計</b>	<b>8</b>	<b>選択必修単位数</b>	<b>1 0</b>		

④教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目として10単位が必要となりますので、教職に関する科目の超過分9単位と教科に関する科目の超過分2単位との計11単位を充当します。

【2019年度入学生】

免許法の改正に伴い、2019年度入学生からは新しい免許法に定められた科目の履修となります。小学校教諭一種免許状の取得に必要な科目・単位数等詳細については、12月実施のガイドンスにて説明をします。